

## 救急隊による救急関係書類の紛失について

中央消防署で、救急隊による救急関係書類の紛失事案が発生しましたので、お知らせします。

### 1 概 要

平成29年10月9日（月）14時36分指令の若葉区内で発生した急病事案に出動した中央消防署第一救急隊は、15時10分ごろ若葉区内の病院に患者を搬送した。

病院へ患者を搬送した際は、患者の個人情報を記載した「救急隊による患者搬送書」を作成し、救急隊から病院の受付事務担当者へ渡すこととなっていたが、書類を渡し忘れたまま帰署した。

その後、病院から当該書類を貰っていない旨の連絡があり、救急車内、病院内及び救急車停車場所等を捜索したものの見つからないことから、書類を紛失したと思われる。

なお、現在のところ、個人情報の漏えいによる被害等は確認されていない。

### 2 紛失書類に含まれる情報内容

患者の住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号及び発生場所・搬送日時・収容病院など

### 3 現在の対応

本日、個人情報を紛失してしまった患者本人に対し事情説明及び謝罪を実施。

### 4 今後の対応

今回の事案を受け、今後、書類の確実な受け渡しに留意するよう周知徹底するほか、再発防止策について検討し厳正に対応する。

※患者搬送時には、「救急隊による患者搬送書」のほか、医師や看護師に対しバイタルサイン（脈拍・呼吸数・血圧・体温）等の患者情報を記載した「傷病者観察記録表」を渡すこととなっているが、同記録表は適正に受け渡した。